

令和8年度 葛飾区保育士経験者採用（1級職）募集要項

令和8年6月19日
葛 飾 区

保育士経験者採用選考と福祉Ⅱ類採用選考を重複して申し込むことはできません。（重複申込みは、受信の早いもののみ受理します。）

この採用選考は、葛飾区に勤務する職員の採用予定者を決定するために実施するものです。

- 1 採用予定者数 若干名
- 2 採用区分 経験者（1級職）
- 3 勤務場所等 保育園、児童館、児童相談所・一時保護所、その他福祉施設等 ※敷地内禁煙
- 4 受験資格

本選考を受験するには、以下の6つの要件を全て満たしていることが必要です。また、申込書等の記載事項に偽りがある場合は、職員として採用される資格を失うことがあります。

- (1) 国籍(※1)及び性別を問わず、昭和40年4月2日以降に生まれた方
- (2) 保育士資格を有し都道府県知事の登録を受けている方
- (3) 地方公務員法で選考を受けることができないとされる事由に該当しない方（申込フォーム参照）
- (4) 現に葛飾区職員（育児休業代替任期付職員、臨時的任用職員、教育公務員、会計年度任用職員及び特別職非常勤職員を除く。）ではない方
- (5) 保育施設等において下記ア～クに定める対象業務等に従事した年数が次の年数以上ある方
業務従事歴：採用予定日の前日において、直近12年中6年以上ある方（※2）
対象となる期間や勤務時間等については、「5 受験資格における業務従事歴について」を参照ください。

ア：児童福祉法第6条の3第9項の規定による家庭的保育事業

イ：児童福祉法第6条の3第10項の規定による小規模保育事業

ウ：児童福祉法第6条の3第11項の規定による居宅訪問型保育事業

エ：児童福祉法第6条の3第12項の規定による事業所内保育事業

オ：児童福祉法第7条第1項の規定による児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）

カ：児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設（いわゆる認可外保育施設）

キ：学校教育法第1条の規定による幼稚園

ク：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の規定による認定こども園

- (6) 本業務へ従事するにあたっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）

に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込フォームにより、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用できません。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、重要な経歴の詐称として、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

- ※1 受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。
- ※2 業務従事歴については、申込みの段階で申告していただきます。内容について疑義が生じる場合は、採用選考前に葛飾区より確認のため連絡する場合がございます。

5 受験資格における業務従事歴について

受験資格となる業務従事歴については、以下ア～エのとおり計算いたします。

ア：満20歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間について、通算する。

イ：保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県等の登録を受けた後の期間について、通算する。

ウ：1事業所に週20時間以上従事した期間を通算する。

エ：1年以上1事業所に従事した期間について、複数のもを通算することができる。ただし、従事した期間が重複している場合、重複期間は1事業所のみ通算する。

その他、業務従事歴についてのQ&Aは申込みの際に作成いただく、「職務経歴書」に添付しております。申込みの段階では、会社発行の証明書の提出は不要です。最終合格後に提出いただきます。（必要な業務従事歴の確認ができない場合は、採用されないことがあります。）

6 選考日程等

(1) 第1次選考

選考日	令和8年8月23日（日）
選考会場	受験票により指定する場所（葛飾区内）
選考方法	作文：課題式により90分（1000～1200字程度）
第1次合格発表	令和8年9月下旬予定 ※ 合否は、メールにより本人宛てに通知します。ただし、令和8年9月30日（水）までに連絡がない場合は、P.4記載の問合せ先にご連絡ください。

(2) 第2次選考

選考日	令和8年10月中旬予定
選考会場	第1次選考合格通知書により指定する場所（葛飾区内）
選考方法	面接：人物及び職務関連の知識について個人面接方式による。
最終合格発表	令和8年11月中旬予定 ※ 受験者の合否は、メールにより本人宛てに通知します。

7 採用時期

原則として令和9年4月1日以降

※ 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の採用日までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。併せて、こども性暴力防止法に基づき「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」によって、特定性犯罪事実該当者であるか確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することや、特定性犯罪事実が判明した場合は、採用できません。

8 勤務条件

(1) 初任給

月額：約290,700円（地域手当を含む。令和8年6月現在）

- ・6年を超える職務経験がある場合は、一定の基準により加算されます。
- ・このほか、条例等に基づき扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。

(2) 勤務日及び勤務時間（保育園勤務の場合）

勤務日：月曜日～土曜日（4週8休）


勤務時間：午前7時～午後8時30分の間で、1日7時間45分（令和8年6月現在）

(3) 有給休暇等

年次有給休暇が付与されます（採用月により付与日数は異なります。）。

このほか、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の制度があります。

9 申込手続

申込方法	<p>【電子申請】</p> <p>下記の申込URL、または二次元コードにより申込フォームにアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を入力し、下記申込期間中に申請してください。</p> <p>◆ 顔写真について</p> <p>申込時に顔写真データの提出が必要です。写真は3か月以内に撮影したものかつ、縦4cm×横3cmのものを、JPEG形式（拡張子が.jpgまたは.jpeg）にて申込フォームに添付してください。</p> <p>◆ 職務経歴書について</p> <p>申込時に、「職務経歴書」を提出いただきます。「職務経歴書」は葛飾区のホームページよりダウンロードできます。（任意の書式や、直接持参等の提出は受理できません。）</p>
申込フォーム	<p>【LoGoフォーム】</p>  <p>https://logoform.jp/f/U5c3H</p>
申込期間	<p>令和8年6月19日（金）から令和8年7月21日（火）まで</p> <p>最終日7月21日（火）は午後5時まで【期間内受信有効】</p> <p>予期せぬシステム障害や機器停止等のトラブルについては、一切責任を負いません。</p>

